



# 随時記者発表

|             |  |     |  |
|-------------|--|-----|--|
| 項目          | (速報値) 水痘の流行について (注意報)  |     |  |
| 区分等         | 発表   | 説明者 |  |
|             | 資料配布   |     |  |
| 配布資料        | 別紙のとおり   |     |  |
| 発表要旨        | 浦河保健所管内で水痘が流行していることから、注意報を発令しますのでお知らせします。  |     |  |
| 報道に当たってのお願い | <p>住民に対し、感染予防の呼びかけをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水痘は飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法がないので、感染した場合は、人混み等への外出を避けるようお願いします。</li> <li>水痘を疑う症状（発疹・発熱）で医療機関を受診する際には、待合室等での感染拡大を予防するために、事前に医療機関へ電話連絡をし、受診方法等について、医療機関の指示に従うようお願いします。</li> <li>平成26年から予防接種が定期接種となり、予防接種を1回接種で重症化を、2回接種で発症を防げるとされていますので、対象時期における確実な予防接種をお願いします。</li> </ul> |     |  |
| 担当          | 北海道日高振興局保健環境部保健行政室（浦河保健所）<br>健康推進課長 今井 道子<br>電話 0146-22-3071   |     |  |

# 水痘（みずぼうそう）注意報について（速報値）

令和4年（2022年）7月5日（火）15時00分

北海道日高振興局保健環境部保健行政室  
（北海道浦河保健所）  
電話：0146-22-3071

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和4年（2022年）第26週（令和4年（2022年）6月27日～7月3日）において、浦河保健所管内の定点医療機関あたりの水痘患者報告数が、注意報基準である1人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、浦河保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

## 記

### 1 水痘の感染予防

水痘の原因病原体である水痘-帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

### 2 水痘とは

水痘は、水痘-帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって（痂皮化）治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

### 3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの水痘患者報告状況（表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人）

|      | 第22週<br>(5/30～6/5) | 第23週<br>(6/6～6/12) | 第24週<br>(6/13～6/19) | 第25週<br>(6/20～6/26) | 第26週<br>(6/27～7/3) |
|------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 浦河管内 | 0                  | 0                  | 0                   | 0                   | 1.00               |
| 全道   | 0.07               | 0.10               | 0.15                | 0.09                | -                  |
| 全国   | 0.09               | 0.08               | 0.08                | 0.08                | -                  |

※第26週の患者報告数は速報値。

全道の水痘流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL:<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 水痘注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値を超えた場合に発令します。注意報・警報は大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

#### 【発令基準】

警報：一定点医療機関あたりの受診患者数が2人を超えた場合

※ 警報発令後は一定点医療機関あたりの受診患者数が1人未満になるまで警報を継続

注意報：一定点医療機関あたりの受診患者数が1人を超えた場合